

つぎの措置を講じること。

- (1) 奨学金返還免除職種を拡大し、また、返還猶予期間を延長すること。
- (2) 根本的には、奨学金を貸費ではなく給費とすること。

説明—大学院制度全体については、本会議としても種々検討中であるが、その間、当事者たる大学院学生の研究生活が、放置されていていいわけではない。とくに、上記の点については緊急に対策が必要であるとおもわれる。

現行の奨学金は貸費であつて、指定の職種につかなければ返還を義務づけられている。このことは、そのような職種における求人減少とあいまって、大学院学生に将来についての不安を与え、研究に専念することを不可能にしている。他方で、高校・図書館・研究所の業務および大学における研究・教育の補助業務は、大学院での訓練を必要とするものであるにもかかわらず、返還免除の適用外におかれている。したがって、根本的には奨学金の給費化が、さしあたっては返還免除職種の拡大と返還猶予期間の延長が必要である。

9-2

総学庶第553号 昭和47年5月12日

内閣総理大臣 佐藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

(写送付先：大蔵大臣、総理府総務長官、沖縄・北方対策庁長官)

沖縄復帰に伴う日本学術会議の諸事業遂行に必要な予算に関する特別措置について(申入れ)

標記のことについて、本会議第61回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

沖縄県の祖国復帰に伴い、日本学術会議としては、従来、本土科学者のために行なってきた諸事業を、沖縄県科学者に拡大しなければならない。そのためには、取りあえず下記の諸課題に関連して検討を開始し、早急にこれを取りまとめる必要がある。

よつて、政府はこれらの目的達成のために必要な諸経費につき、昭和48年度において、特別な配慮をもって予算措置を講ぜられるよう要望する。

なお、本会議は第9期会員選挙までに、沖縄の科学者が有権者となりうるよう特別立法の成立を要望してきた経緯もあり、かつ第10期会員選挙にあたって、有権者より「臨時選挙管理委員」を選出するため、沖縄県の有権者を確定しておく必要もあるので、(2)については、昭和47年度に補正予算等が組まれる折には、特別の配慮を講ぜられるよう希望する。

記

- (1) 沖縄県における、科学・技術研究振興のための将来計画を検討すること。
- (2) 沖縄県在住科学者を一日も早く、日本学術会議会員選挙有権者として認定すること。
- (3) 沖縄県との学術交流を促進すること。